

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社村田組

業者の住所 : 兵庫県伊丹市西台2-7-2 村田ビル4階

2 指名停止の期間 : 令和3年9月14日～令和3年10月13日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者は、同社が請け負った大阪市内の一般工事の現場において、同社の労働者が傷害を負い休業したのに、前記工事現場とは別の同社の資材置き場で前記傷害を負った旨の虚偽の事実を記載した労働者傷病報告書を伊丹労働基準監督署長に提出した。

このことにより、同社は、令和3年5月26日付けで労働安全衛生法違反として伊丹簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)